

災害発生時における復興支援に関する協定書  
(写)

令和3年9月24日

秋 田 県

一般社団法人秋田県不動産鑑定士協会

## 災害発生時における復興支援に関する協定書

秋田県（以下「甲」という。）及び一般社団法人秋田県不動産鑑定士協会（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他の災害が発生した場合における、甲及び秋田県内の市町村（以下「市町村」という。）が実施する災害対応について、乙の組織的な支援活動の実施により、迅速かつ的確に災害復興を図るため、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、秋田県内に災害が発生した場合において、甲が乙に対し、支援協力を求めるに当たって、必要な事項を定めることを目的とする。

### （定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。

### （支援協力の内容）

第3条 甲が乙に要請する支援の内容は、次のとおりとする。

- 一 「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府）」に基づく調査方法や調査体制等に係る技術的な助言
- 二 市町村が実施する住家の被害認定調査業務
- 三 被災した市町村の職員等を対象とする住家被害認定調査に関する研修の実施
- 四 前各号に定めるもののほか、甲が必要と認める活動

### （協力要請の方法）

第4条 甲は、前条の支援が必要と認めるとき又は市町村から前条の支援が必要として甲に対して要請があったときは、書面により、乙に対して支援協力を要請するものとする。ただし、書面による要請が困難な場合や緊急を要する場合は、電話等の通信手段又は口頭により要請し、事後速やかに書面を乙に提出するものとする。

### （協力）

第5条 乙は、甲から要請を受けたときは、速やかに乙の会員を動員することとし、書面により甲に協力体制を報告するものとする。ただし、書面による報告が困難な場合や緊急を要する場合は、電話等の通信手段又は口頭により報告し、事後速やかに書面を甲に提出するものとする。

- 2 乙は甲の要請に基づき業務に従事した場合、その活動内容について、活動終了後速やかに書面により甲に報告するものとする。
- 3 市町村からの要請により、甲が乙に対し支援協力を要請した場合において、甲は前2項の報告を受けたときは、速やかに当該市町村に通知するものとする。

(経費の負担)

第6条 第3条に定める支援協力の実施に要する経費に関しては、次の各号のとおりとする。

- 一 第3条各号に掲げる業務を実施するための乙の会員の派遣に関する経費は、甲の負担とする。
  - 二 第3条各号に掲げる業務を実施するに当たり会場の使用料が生じる場合は、甲の負担とする。
- 2 経費の負担について、前項によりがたいときは、甲及び乙が協議して定める。

(損害補償)

第7条 この協定に基づく支援活動に従事した者が、本活動を起因として負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の補償については、乙の責任において行うものとする。

(秘密の保持)

第8条 乙は、この協定に基づき実施する支援協力活動上知り得た秘密を第3者に漏らしてはならない。また、当該活動を終了した後も、同様とする。

(連絡担当者の設置)

第9条 甲及び乙は、あらかじめ支援活動に関する連絡担当者を定め、必要な情報を相互に連絡するものとする。

(実施細目)

第10条 この協定の実施に必要な事項は、甲及び乙が協議の上、別に定める。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項について疑義が生じたときは、甲及び乙は誠意をもって協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の2月前までに、甲及び乙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

この協定を締結するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和3年9月24日

甲 秋田市山王四丁目1番1号  
秋田県総務部危機管理監

土田 元

---

乙 秋田市山王三丁目1-7  
一般社団法人秋田県不動産鑑定士協会 会長

山陰 逸郎

---